

機密保持誓約書

スマートフォン向け新アプリケーション研究開発コンソーシアム

会長 木田 文二 殿

会員（正会員または賛助会員）である_____は、スマートフォン向け新アプリケーション研究開発コンソーシアム（以下、本コンソーシアム）の業務推進（以下、共同業務）における、業務遂行のための会議、物件の提供、ソフトウェアの提供、ノウハウの提供、会員のシステムの開示などにおける機密保持に関して、以降の通り誓約する。

第1条（目的）

会員は頭書記載の機密保持の対象に関して、共同業務において知り得た機密の提供方（以下、提供方）の業務上の機密を、機密の被提供方（以下、被提供方）が固く守秘し、会員の公正発展的な取引関係を維持するために本誓約書を提出する。

第2条（業務上の機密）

本誓約書において共同業務における業務上の機密（以下、機密）とは、会員の業務交渉の経過および結果、会議、郵送、通信によって提供した物件（ソフトウェア、システム、文書、図面、電磁的記録、テープ等を含む）に記載された事項、共同業務において知り得た個人情報、非公開ホームページ、有形無形の技術的、営業的、その他一切の知識または情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- （1）提供方から開示を受けた時点で、既に公知のものである情報。
- （2）提供方から開示を受けた時点で、既に正当に保有していた情報。
- （3）被提供方が独自に開発した情報。
- （4）提供方から開示を受けた後、当事者の責によらず公知となった情報。
- （5）被提供方が開示を受けるより前に、自ら知得したか正当な権限を有する第三者から開示を受けた情報。
- （6）法令や政府機関の規則により開示が要求されたときに、当該要求に応じて開示する場合。

2. 会員は、その使用人および取引業者等が前項の情報を自ら不正に利用することや、第三者に漏洩することがないように適切な処置を講じなければならない。

第3条（機密の保持）

会員は共同業務における機密を機密保持の対象とし、限定された自己の構成員、役員または従業員以外の第三者に開示・教示・漏洩しないものとする。

- 1) 会員は共同業務において開示されて知り得た全ての機密を、厳重に保管管理し、機密の開示および提供方の指示または許可がある場合の他は、これらをもとに著作・複写・複製若しくは翻訳、その他機密を漏洩する疑いを持たれる行為をしてはならない。
- 2) 会員は共同業務において限定された自己の構成員、役員または従業員以外の第三者に公開する場合には、該第三者との間において秘密保持契約を締結することを要し、事前に提供方に報告し許可を得なければならない。該第三者から機密漏洩があった場合は、該第三者と契約をした会員が責任をとるものとする。
該第三者との秘密保持契約による行為をもって提供方から提供された機密が機密でなくなることはない。

- 3) 会員は機密を保持するための予防措置を自ら講ずることとし、提供方が特別な予防措置を指定してきた場合には、ただちに該当措置を講ずるものとする。
- 4) 会員がもつ機密のうち営業顧客情報等の個人情報に関しては、機密が漏洩した場合の双方の社会的信用の低下を鑑み、特段の機密保持の予防措置を講ずるものとする。
- 5) 会員が前各号を講じてもなお発生した機密漏洩に対しては、会員が全力をもって機密漏洩への対応を行うこととする。

第4条 (知的財産権)

提供方が機密を開示および提供することは、被提供方に特許等の知的財産権の何らかの権利を許諾、授与するものではない。

第5条 (ソフトウェアに関する協定)

共同業務において、会員が被提供方に提供したソフトウェアに関して、提供方からの特段の指示がない限り、被提供方は記憶媒体等からの消去を速やかに行わなければならない。当該ソフトウェアに関して、リバースエンジニアリング、ソース解析、逆コンパイル、逆アセンブル等を行うことを禁止する。ソフトウェアソースコードの開示が必要な場合は、各社の合意の上開示を行うものとする。その際には別途、開示条件等を示した契約書を取り交わすこととする。

第6条 (目的外使用の禁止)

被提供方は、事前の書面による提供方の承諾を得ることなく、機密情報を共同業務以外の目的に、一切使用してはならない。

第7条 (機密情報の返還)

被提供方は、共同業務が終了した場合、または、提供方より要求があった場合には、機密情報およびその複製物を速やかに返還または破棄するものとする。

第8条 (保証)

会員は、機密情報およびその利用に関して、第三者の知的財産権に対する侵害も含め、いかなる瑕疵担保責任および保証責任も負わないものとする。

第9条 (否定)

本誓約書のいかなる規定も、提供方、被提供方に何らの機密情報の開示義務を課すものではない。

2. 提供方は、本誓約書に明示的に規定されている他は、本誓約書に基づく機密情報について何らの権利も被提供方に許諾するものではない。

3. 提供方は、本誓約書に基づく機密情報の開示により、被提供方の間で正式取引を開始することを確約するものではない。

第10条 (知的財産権の帰属)

被提供方は、相手方から開示を受けた情報に基づき、特許権・実用新案権・意匠権・著作権などの知的財産権の対象となりうるべき発明・考案・意匠の創作・著作をなした場合、速やかに提供方に通知するものとし、その権利の帰属および取り扱いについては、提供方、被提供方による協議の上、定めるものとする。

第11条 (権利義務の譲渡等の禁止)

被提供方は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本誓約書により生じた権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとする。

第12条 (機密の破棄ならびに方法)

共同業務の不成立または共同業務を解除する場合には、本誓約書に係わり被提供方に提供された物件は、全て提供方に返却することとする。ただし、提供方から発行される確認書をもって被提供方は当該資料を破棄できる。

第13条 (損害賠償)

会員が本誓約書に違反し、提供方に損害を与えた場合には、提供方は被提供方に対して損害賠償を請求できるものとする。

第14条 (誓約の一方的破棄)

次の各号において、会員は相手側の同意なく一方的に本誓約書が規定する内容の破棄ができる。

- 1) 第三者をもってしても法律、条例に違反する行為であると証明できる行為が行われた場合。ならびにそれらを助長する行為が行われた場合。
- 2) 証拠保全が発生し、検証が行われる場合。

第15条 (機密の有効期限)

本誓約書に基づく機密保持は、第2条に該当する機密であるかぎり、共同業務の終了後も5年間は、なお有効に存続するものとする。ただし、提供方が被提供方に対して機密の開示を許可した場合はこの限りではない。

第16条 (機密保持の解除)

本誓約において、会員合意の上機密保持の誓約内容を解除できる。

第17条 (協議)

本誓約書に定めのない事項または解釈について疑義が生じた事項については、その都度会員による協議の上これを決定する。

本誓約の証として、本誓約書1通を作成し、署名・押印の上、原本を本コンソーシアムの事務局、原本の写しを会員が保有する。

平成 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

印